



2019年12月23日 第146号

# 北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畠区天神1-13-13 シティーム天神1F

北九州労働者  
の健康問題連  
絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

2019年11月30日(土)～12月1日(日)にかけて、「第30回人間らしく働くための九州セミナーin長崎」が「働く人々のいのちと健康を守る学習と交流の場」として、500人を超える参加で開催されました。以下、報告します。

## 基調講演 EUの労働時間法制とその含意

労働政策研究・研修機構研究所長の濱口桂一朗さんから、EUの週労働時間規制は7日の期間ごとの平均労働時間が“労働時間を含め”48時間を超えないことであること。日本の法定労働時間とは意味が全く異なっていること。日本では、残業代を払えば上限なしに時間外労働が



可能というのが実情であること。「働き方改革推進法」で、時間外労働規制に大転換したが、月

45時間年360時間の時間外労働を原則としているが、あくまでも原則は1日8時間週40時間なので、原則の例外の原則であること。更に、例外中の例外や特例まで認める内容で、建設業は「今は忙しいから」、医師は「応召義務の特殊性を踏まえた対応が必要」として規制を先送りにしている問題、裁判所が判決を下すまで、名ばかり管理職が通用してしまう問題や教師に着目した労働時間規制がないことについての講演がありました。

## シンポジウム 国際的視点「働く人々の健康 権」を考える

「働く人々の健康権」のディスカッションでは、フランスの労働組合CGTのケビンさんから、政権が変わり、労働者の安全を守るために機関も予算の急激な削減という攻撃を受けていること、様々な規制緩和で、健康を損なう労働時間が合法化されようとしていること、CGTは、ILO条約の批准とすべての産業で同一のストライキをすることが重要であるとの発言、韓国グリーン病院のイさんから、特殊雇用者（配達員、学習講師、セールスなど）は、労働者として認められず、労働者としての権利が守られていない。消費者が雇用主になっている。これらの労働者を守る闘いが必要であるとの発言、茨城大学の長田さんから、アジアで火災や崩落事故が起きた縫製工場では、火災に対する防止措置が十分でなかったことや建物が設備の重さに耐えられる構造でなかったことなどが原因だったこと、これらの工場は世界的に有名な企業の下請け工



場であったこと、このような事故を起こさないために、不買運動をしたり、問題の可視化を広い視点で考えないといけないことなどの発言、全労連の布施さんから、ウーバーの中に労働組合ができ、ウーバーがあらゆる分野に広がることを止めていること、タニタやカルビーの社長が、社員を個人事業主にすると言っていること、労働者性を認めさせる闘いは、建設業界では大きな闘いとなっていることなどの発言がありました。

北九市職労・前田一樹氏報告

## 特別企画A なくせじん肺・アスベスト全国 キャラバン30年の歩み

岩城弁護士報告

1972年からじん肺訴訟に始まり、「あやまれ・なくせ・つぐなえ」と声を上げて闘った。じん肺47年の歴史。2004年の最高裁判決によって、労災・職業病の因果関係を被害者に求めていたものが、国の責任（規制権限不行使）を認定する勝利判決によって被害者たたかいがやりやすくなった。1990年から全国キャラバンをはじめ、1994年の北松じん肺最高裁判決は、じん肺訴訟の基準となった。そして2004年の筑豊じん肺最高裁判決へとつながっていった。



//////////  
伊藤泰司さん（大阪アスベスト対策センター）

泉南アスベスト国賠の闘いでは1971年までの国の責任を認めたが1972年からは認めていない。建設アスベストの訴訟は、11回に勝って、1

人親方にも国の責任を認めた。

アスベスト被害防止のために「今何をしなければならないか」市民運動が決定的に重要だ。大防法と石綿則が来年3月までに改定される動きの中で、市民レベルの運動を広げることが必要です。



レベル3建材のスレート板を規制対象とすることになっている。スレート板のアスベスト含有は20%。アスベスト建材の80%はスレート板、「知らなかつた」と言えば処罰されない。どの家にもあるアスベスト、安全な除去方法を求める運動をはじめ、経験してもらう。除去費用を国と建材メーカーに求める運動を起こすことが大事です。震災・水害・台風でアスベストが飛散するので法的対応が必要だ。

## 第2分科会 なくせじん肺・アスベスト被害の 保障と救済

平安将隆さん（福岡県建設労働組合）

アスベスト被害の大きさ、吹き付け石綿の施工量は17万トン、スレート板などの出荷量3373万トンで主なアスベスト建材の78%。解体工事現場の実態は深刻、レベル3建材の解体現場では防塵マスクすらしていない実態。今後のアスベスト対策として行政にアスベストアナライザーを導入させ着工前立ち入り調査をさせる取り組みが重要。被害根絶はこれからが大事、市民と行政が一緒に取り組むことが必要です。

//////////  
甲斐武征さん（福岡県建設労働組合 筑紫支部）

地震・豪雨・台風などの「大規模災害」で、被災地の解体作業で石綿肺になった事例を紹介。台風や地震後の屋根復旧工事は、家屋周辺に破損し散乱した瓦を片付けの際に粉塵が舞い、大量の粉塵を吸い込む。屋外作業の場合、暴露の可能性が低いとされるが、屋根瓦の現場従事者は大量暴露にさらされている。一人親方の建設従事者にも労災認定がされるよう運動を広げる。

//////////  
河野真一さん（上戸町病院）

全日本民医連から、アスベスト対策会議の設定・関連する医師の連携・日常診療での被災者聴取・労災申請に取り組む・掘り起こし検診・労働組合や民主団体や法律家などとの共同が提起され、職員へのアスベスト学習の推進、掘り起こし検診の実現、運動への理解と協力広げる。

//////////  
石迫直さん（北九州労健連アスベスト対策委員）

第28回じん肺・アスベストキャラバン北九州集会で、大阪アスベスト対策センター伊藤泰司さんからアスベストアナライザーが紹介され、さっそく2018年に北九州市に購入するよう要請、2019年3月北九州市はアナライザー購入。北九州市への違反現場の通報運動を行い、行政の調査や指導が始まっている。

//////////  
助言者 伊藤泰司さんから

解体工事を行っても、完了検査をすることを認める法律もない（第3者による完了点検検査）。アスベストは大気汚染・公害、子供たちを守るためにも一般の市民に知らせる運動が大事だ。

以上、北九州労健連議長・永野忠幸氏報告

## 特別企画 B

### 感情労働と健康権

日本における「感情労働」という概念への理解は、徐々に広まりつつもまだまだ不十分というのが実態だ。しかし、現実的には、教師、医療従事者、客室乗務員、コールセンター、行政

窓口、受付業務、等々、対人労働を行っている多くの労働者が、感情管理のもと感情労働を行っている。この特別分科会では、感情労働への理解を深めるとともに、日本における感情労働者をいかにして保護していくか、そのための制度・政策を実現していく運動の方向性を探り考える機会とする企画であった。

冒頭では、3つの職域から感情労働の実態が報告された。JR職場における鉄道係員への暴力・暴言の実態、生協職場のコールセンターにおける顧客からの理不尽な要求や悪質なクレームへの対応の実態、医療・介護現場における患者・利用者からの暴力やハラスマントの実態に関するアンケート調査結果が報告され、いずれにおいても感情管理を強いられている生々しい実態と健康への影響が浮き彫りとなった。



実態報告を受けて講演の1つ目は、韓国の感情労働の取り組みのリーダー的存在であるグリーン病院のイム・サンヒヨク先生より、「感情労働の実態と改善の方向性」と題し、感情労働とは何か、韓国における感情労働の現況、その否定的効果・影響の分析と解決の指向、条例制定や法改正など取り組みでなしえた成果についてお話し頂いた。韓国における感情労働に対する先駆的な取り組みを学び、感情労働が国との違いを超えてその実態と影響は同じであることを知りえた。運動の視点では、労働者が消費者団体と手を結び、企業団体とも協力していくことの重要性が強調され、日本における今後の運動に大きな示唆を与えて頂いた。

2つ目の講演では、長崎国際大学の中村美穂

先生より「感情労働にかかる労働者のためのメンタルヘルスについて」と題してお話し頂いた。先生は、心の健康相談活動の経験や学生との関わりを通して、感情管理下におかれている労働者への支援の実際とともに、感情を自己制御するための視点や工夫について参加者への提案という形でお話し頂いた。中でも、「他者の心との付き合い方として、一定程度パターン化された感情の表し方を準備しておく」その一つとしての“相槌”を提示された。

そして、相槌の基本「さしすせそ」（さ：さすが、し：実力ですね、す：すごい、せ：絶対、そ：そうですね）と「あいうえお」（あ：ありがたい、い：いえ、いえ、う：運が悪かったです、え：縁がありますね、お：恩を感じます）という提案は、参加者の納得と共感を呼ぶお話しであつた。講義は終始和やかで楽しい講義となつた。分科会を通じて、実態調査・研究とともに感情労働に対する認識と理解、知識を広めていくことがいま求められていること、そして、政策提言活動を運動化していくことの必要性を共有することができた。

以上、北九州労健連副議長・日高琢二氏報告

### |||||| セミナーに参加して |||||

健和会労組：中村広子

今回の九州セミナーは「国際的視点で考える、働く人々の健康権」がテーマでEUの労働法制と日本との比較や韓国やフランスの方の報告などがあり、世界の労働者のたたかいの歴史や実態に目を向けることができました。

EUでは1993年の発足時より週の労働時間を

時間外労働も含め48時間の上限やインターバル規制があるなど「安全及び健康の要件」として労働時間を規制しているそうです。日本では最近になって時間外労働の規制ができましたが特例を認めたり、医師や建設業など法外な時間の上限が設定されようとしている実態が「安全や健康」とかけ離れていることを実感しました。

フランスの報告では、労働法制と社会保障がマクロン政権によって攻撃されている実態やそれによる精神疾患や自殺が増加していることが報告されました。フランスは日本と比べ、労働分野も社会保障も充実している国というイメージがあつたので驚きました。

また、個人事業主の問題も世界に広がっており、韓国で危険な仕事を下請けに外注したり、

フランスで配達業等を個人事業主として扱う、日本でもタニタが社員を個人請負とするなどの動きがあるそ

うです。このような働き方がひろがると労働者が労働者として守られなくなっていく大変な問題だと感じました。

講演やシンポジウムを通して、企業が活動しやすい仕組み作りが世界中で行われている中で今回の九州セミナーのような国際的な取り組みが重要だと思いました。

2日目の映画「もうひとつの約束」は韓国で半導体の工場で働く娘を労災で亡くした方の実話をもとにしたフィクションでした。労災によって家族を亡くしたり、健康を失った人々の苦しみに胸が締め付けられる思いで観ました。過労死や過労自死で亡くなつた方、塵肺やアスベストなど職業病で苦しんでいる方などを考え、改めて人間らしく働き、生活することの大切さを訴えていく必要があると思いました。

